

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

- a. 企業間の連携（酒米の全量契約栽培供給連携：全農山形県本部、JA 庄内たがわ羽黒酒米研究部会、鶴岡酒造協同組合搗精場、山形県酒造組合、山形県酒造協同組合と連携し、酒米の全量契約栽培による生産確保、搗精、供給を安定的に確保している。飲食店・小売販売店との地産地消販売連携と共にガラス容器リユースに関する循環連携も実施している。）
- b. IT 実装支援（共通 EDI の構築、データの相互利用、IT 人材の育成支援、サイバーセキュリティ対策の助言・支援 等）：石川県 TSI 社開発の蔵内生産管理ソフト・販売管理ソフト「酒仙」、並びに取引銀行ネットバンキング、会計経理ソフト「上手くん」を用い合理化を図っている。
- c. 専門人材マッチング（冬季の搗精・醸造技術者との連絡調整）：地元農業高校や、SEADS 鶴岡市農業経営者育成学校と連携し冬季の酒造業従事者の募集を図っている。また鶴岡法人会、鶴岡地区間税会、鶴岡商工会議所、出羽商工会での地域活動を通じ専門人材の募集を続けている。
- d. グリーン化の取組（構内緑地管理整頓、省エネ診断に係る助言・支援、生産工程等の脱・低炭素化、グリーン調達 構内樹木管理による燃料確保）：酒蔵敷地内の竹林、緑地帯を舗装化することなく保全し酸素供給量を高めている。
- e. 健康経営に関する取組（定期健康診断の受診、診断後の健康指導拝受、朝礼体操、健康増進施策の共同実施、健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の共同実施：冬季専門勤務蔵人は各自、年間雇用蔵人は全員を対象に健康診断を受けさせている。）

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。全農山形県本部、JA 庄内たがわ羽黒酒米研究部会、鶴岡酒造協同組合搗精場、山形県酒造組合、山形県酒造協同組合と連携し、酒米の全量契約栽培による生産確保、搗精、供給を安定的に確保しておりますし、日本酒や仕込水の販売先とも長年に渡る信頼関係の元に取引を継続しています。

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

④知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取り引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

約束手形の利用は既に廃止しており、大企業間取引も含め、現金払いや電子記録債権へ移行済です。

令和7年5月8日

竹の露合資会社

企 業 名

代表社員 相沢こづえ

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。